令和8年度　事業計画書

社会福祉法人　御浜町社会福祉協議会

令和８年度　　事　業　計　画

〔基　本　方　針〕

近年、自然災害の発生や社会環境の変化により、地域福祉の重要性が改めて認識されています。一方で、価値観や生活様式の多様化に伴い、福祉課題の多様化・複雑化が進み、地域や家庭が抱える課題は、より見えにくく、重なり合う状況となっています。特に、能登半島地震をはじめとする災害を通じて、日常からの地域コミュニティのつながりや、平時と災害時を切れ目なく支える体制の重要性が改めて浮き彫りとなりました。また、令和 6 年度の介護保険制度改正後も、物価上昇や人材確保の課題などにより、福祉現場を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、令和 8 年度においては、これまで進めてきた重層的支援体制の取り組みを基盤としつつ、相談機能のさらなる充実、地域におけるつどい・参加の場づくり、担い手の育成を一体的に進めます。あわせて、住民や関係機関との連携をより一層強化し、地域課題の早期把握と解決に取り組むとともに、アウトリーチの視点を重視し、孤立や支援の途切れを防ぐ取り組みを推進します。さらに、地域の実情やニーズの変化を的確に捉えた柔軟な事業展開を進めるとともに、事業の継続性と質を確保するため、経営基盤の安定化に向けた検討と見直しを行います。加えて、社会福祉協議会が地域から信頼され、持続的にその役割を果たしていくため、組織体制の充実・強化を図り、役職員が一体となって中長期的な視点に立った方向性を共有し、計画的に取り組みます。

社会福祉協議会が「地域福祉の時代」にふさわしい民間組織としての役割を果たすため、基本理念である**「誰もが安心して暮らせるまちづくり」**を改めて共有し、次の 4 つの推進目標のもと、令和 8 年度の事業を着実に推進します。

1. 組織体制の強化と各種事業の健全経営を図る
2. 住民参加と協働による福祉社会の実現を目指す
3. 地域住民の視点に立った総合的な支援体制を充実する
4. 多様で柔軟な福祉サービスの提供を目指す

【 事 業 体 系 】

↱ 組織の充実強化、法人の健全な運営への取り組み

１．理事会・評議員会の機能・役割の強化
２．各種委員会の運営と業務改善への取り組み
３．職員体制の強化
４．労務管理・会計実務等の充実
５．各種リスクマネジメント対策の推進
６．職員の資質向上研修会の開催
７．自主財源の充実
８．行政等関係機関・団体との連携強化
９．災害時に関する研究と協議
１０．福祉人材の育成・確保に関する取り組み
１１．情報発信の強化
１２．社協計画の推進

◆ 気軽に相談できる地域づくり

１．だれもが身近な困りごとを相談しやすい体制づくり
２．制度や分野を横断した総合的に対応できる体制の整備
３．多世代に対応した情報提供の充実
４．関連機関・団体との連携強化による分野を超えた支援体制づくり
５．アウトリーチ活動や支援ネットワークの活用
６．分野ごとに基幹的な役割を担える体制の整備
７．地域に寄り添いながら関われる体制の整備

◆ 気軽につどえる地域づくり

１．地域のたまり場やつどえる場所の周知
２．幅広い世代の町民が交流できる、つどいやすい環境の提供
３．自分に合った場所や仲間とつながる居場所づくり
４．誰もが生きがい活動や交流活動に気軽に参加できる場づくり
５．イベントや講座等を通じた活躍の場の促進
６．災害時にも対応可能な見守り体制づくり
７．地域・個別ニーズに応じた活動支援体制の整備
８．多世代による活動の担い手の育成
９．認知症や障がいなど様々な課題に対する理解促進

◆ 在宅で生活する方への福祉サービスの提供への取り組み

１．（介護保険）居宅介護支援事業の実施
２．（介護保険）訪問介護事業の実施
３．（介護保険）通所介護事業の実施
４．（障害者総合支援法）指定計画相談支援事業の実施
５．（障害者総合支援法）居宅介護事業の実施
６．福祉有償運送サービスの実施

◆ その他の取り組み

１．関係団体等の事務局業務の実施
２．共同募金等各種募金活動の展開
３．御浜町福祉健康センター指定管理業務の実施

◆　組織の充実強化、法人の健全な運営への取り組み

社協が地域に求められる協議体としてより機能するよう、理事会や評議員会、各種委員会等の活性化を図り、幅広い分野の方々の提言を踏まえながら、時代の変化に即した法人運営を行う。職員については、資質の向上を図るとともに、働きやすい職場環境の整備を進め、役割に応じた業務の推進や適切な労務管理及び処遇の検討を行う。さらに、処遇改善制度等を活用し、職員の賃金改善と職場環境の向上を図ることで、人材の確保・定着につながる取組を推進する。
また、ICT の活用や業務の効率化を進め、持続可能な法人運営と職員の負担軽減を図る。

項　　目	事　業　内　容	備　考
1.理事会・評議員会の機能・役割の強化	理事会については、年４回開催し、執行機関として予算、決算、事業計画、事業報告、定款規程等の制定・改正、運営・経営に関すること等、適切な運営を行っていくための重要事項を協議決定する。 評議員会については、年３回以上開催し、諮問機能を発揮する。	
2.各種委員会の運営と業務改善への取り組み	社協内に役職員による各種委員会を設置し、事業経営及び時代にあった福祉事業に必要な事項について研究協議または審議することにより健全な運営を図る。 ○総務委員会（年１～３回） ○貸付審査委員会（必要時開催）	
3.職員体制の強化	職員の役職や職員種別における役割や責任等を果たせる組織体制づくりを行う。また、処遇改善制度等を活用し、職員の賃金改善及び職場環境の向上を図るとともに、給与水準や手当体系の見直しを行い、人材の確保・定着につながる取り組みを継続的に推進する。さらに、将来的な人事考課制度の導入を見据え、試行的な実施を行い、役割や成果に応じた適正な処遇の検討を進め、職員の意識向上と業務改善を図る。 加えて、総務・地域福祉部門と在宅福祉部門の連携を強化し、複合的な課題に対応できる体制を整備する。各部門の役割を明確化し、効率的な情報共有のルールを策定することで、業務の標準化を進め、組織力の強化と柔軟な対応体制の構築を図る。また、専門資格の取得支援を推進し、介護支援専門員等の専門職の育成を計画的に進めることで、組織全体の専門性の向上とサービスの質の確保を図る。	重点
4.労務管理・会計実務等の充実	時代に即した事業運営を目指すためには、適正な労務管理・雇用管理・会計管理の実施は不可欠である。業務の透明性を高めるために、職員のスキル向上を図る研修を受けながら充実を図る。また、専門家の助言を受けられる体制を整え、適切な管理・運営が行えるよう支援を強化する。	重点
5.各種リスクマネジメント対策の推進	苦情解決のシステムの構築、第三者委員の設置、福祉サービス情報公表の実施、介護事故や災害時の対応等、法人運営に関して発生する様々なリスクに対して、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。	

項　　目	事　　業　　内　　容	備　考
	○第三者委員　　城内　利夫　氏 山本　美代　氏	
６.職員の資質向上研修会の開催	各職員の資質を高めるとともに社協サービスの向上を目的として、研修体系に基づき専門的な研修の機会を設ける。 ○介護サービスに関する知識技術に関する研修 ○職員の倫理意識・接遇技術に関する研修 ○ワーカー技術向上のための研修会 ○モチベーション向上やアンガーマネジメントなど、メンタル面の研修 ○新任研修・生涯研修　ほか	
７.自主財源の充実	財政状況が厳しい中、社協の自主財源確保は重要課題である。社協活動の周知により力をいれ、多くの方に応援していただける組織への変革を図ることで、地域福祉推進の事業費となる社協会費、寄付金、共同募金につなげる。 ○一般会員　　1,000 円（1 口あたり） ○法人会員　　3,000 円（1 口あたり）	
８.行政等関係機関・団体との連携強化	今後の社協の地域福祉事業を充実させるためには、財政面も含め行政等の理解と支援が必要となる。また、事業実施にあたっては多様な関係機関・団体との連携が必要であり強化に努める。 その他、三重県下や近隣の社会福祉協議会同士が積極的に情報交換等を行うことで健全な法人運営や社協事業の充実を図る。 ○三重県社会福祉協議会主催の各種会議・研修会 ○三重県地域福祉推進協議会 ○熊野市・紀宝町・御浜町社会福祉協議会連絡会議　ほか	
９.災害時に関する研究と協議	社協が災害時や平時の災害対策として、どのような事業展開や役割を担うことができるかについて研究するとともに、行政等との協議を引き続き行う。また、平成２８年度に策定した災害時の社協事業継続計画（ＢＣＰ）等については、机上訓練および実動訓練を通じて検証を行い、課題を整理したうえで見直しを行う。	
１０.福祉人材の育成・確保に関する取り組み	生活環境の変化や福祉職に対するイメージ、人口減少などにより、インフォーマル・フォーマルのそれぞれの人材確保が難しくなっている中で、将来の確保を見越した取り組みを行う。 ○現状の課題等の研究・調査 ○福祉教育を通じた福祉の魅力発信 ○学校等への講演派遣 ○人材確保につながる講座の開催 ○めっちゃええやんコンテストの開催	
１１.情報発信の強化	社協事業の紹介や福祉情報の提供等を通じて、社会福祉協議会及び福祉を理解していただくことを目的に各種広報活動	

項　　目	事　　業　　内　　容	備　考
	を行う。 　また、三重県社協等での研修や町外団体への実践紹介・取材等、外部への情報発信を積極的に行うことで、御浜町の福祉活動の評価をいただき、外部指標とするとともに、住民にも御浜町の充実度合いを知っていただく機会とする。 〇社協だよりの発行（年１２回） 〇各事業ごとのパンフレットの作成 〇地方新聞社、ＺＴＶへの記事提供等 〇社協会員への会員だよりの発行（年１回） 〇インターネットを活用した広報活動 （ＨＰ、ブログ、ＳＮＳ、ＹＯＵＴＵＢＥ等）	
１２.社協計画の推進	第４次「地域福祉活動計画（2022 年度－2026 年度）」については、事業評価を行いながら地域の実情に即した活動展開を図るとともに、令和９年度からの第５次地域福祉活動計画の策定に向けた見直しを行う。 　また、これからの社会福祉協議会の活動の方向性を示す中期計画として策定した第２次「発展強化計画」については、アクションプランに基づき、計画的に取り組みを進めていく。	

◆ 気軽に相談できる地域づくり

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐ中間支援機能が発揮できる総合的な相談支援体制の構築を図る。また、複合的な課題を抱え、どこにどう相談してよいか分からない世帯等への対応も踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、早期かつ積極的に把握するアウトリーチの考え方を重視し、ネットワークからの連絡体制の整備や多様な手法の構築を進める。あわせて、ワーカーのスキル向上を図り、相談機能の充実を目指す。

※本項目は、第 4 次御浜町地域福祉（活動）計画との対応明記

項　　目	事　　業　　内　　容	備　考
１.だれもが身近な困りごとを相談しやすい体制づくり **【計画との対応】** 地域福祉（活動）計画における「身近な相談の入口づくり」を担う取り組み	誰もが、身近で気軽に相談できる機会や場を整えていく。 〇断らない相談対応を基本とした総合相談窓口の充実 平日業務時間・土日等は携帯電話にて対応 〇電話相談対応体制の整備（録音機能の活用） 〇子育て支援室事業の実施 〇生活相談事業の実施 ひきこもりに関する悩みを持つ方々やその家族に対して、専門的な相談を通じての支援 〇生活困窮者へ福祉事務所を設置していない町村による相談事業の実施 〇社協ワーカー、相談支援包括化推進員、ボランティアコーディネーターの配置 〇見守り・緊急時対応システム事業の実施 〇カフェ 1go1 笑を活用し相談窓口を開設	
２.制度や分野を横断した総合的に対応できる体制の整備	生活困窮者やひきこもりに関する悩みを持つ方をはじめ、さまざまな課題を抱える相談者に対し、多職種によるチームアプローチを推進する。	

項　　目	事　業　内　容	備　考
【計画との対応】 分野を超えて支援をつなぐ「包括的・重層的な支援体制の構築」に対応する取り組み	○重層的支援会議の開催 ○専門職による相談のバックアップ体制整備 （臨床心理士、弁護士、社会福祉士等） ○精神障がい者のつどい場の開催 ○個別のニーズを踏まえた丁寧なマッチング ○御浜町が行う支援会議への参加と開催協力	
３.多世代に対応した情報提供の充実 **【計画との対応】** 課題の深刻化を防ぐための「予防的支援・情報提供」を担う取り組み	関係機関・団体と連携し、情報の共有化を図りながら、住民の抱える課題解決につながる情報提供を行う。 ○権利擁護啓発事業の実施 ○イベントや社協だより、ボランティア情報誌「てんとう虫」、ＳＮＳを活用した啓発 ○民生委員児童委員との協働	
４.関連機関・団体との連携強化による分野を超えた支援体制づくり **【計画との対応】** 地域福祉（活動）計画が掲げる「多機関協働・ネットワーク形成」に対応する取り組み	分野にとらわれず、さまざまな相談に対応できる総合相談体制を整え、関係機関との役割分担と情報共有を図りながら、課題解決に向けたコーディネートを行う。 ○多機関協働事業の実施 ○障がい者相談支援事業の実施 ○職員の相談技術の向上のため研修会への参加 ○三重県生活相談支援センター（県社協）との連携 ○みえ福祉の「わ」創造事業（県社協） ○生活保護ワーカーとの連携 ○御浜町が行う支援会議への参加と開催協力 ○紀南権利擁護支援体制連絡会への参加 ○民生委員児童委員協議会との協働活動の推進	
５.アウトリーチ活動や支援ネットワークの活用 **【計画との対応】** 孤立や支援の途切れを防ぐための「早期把握・継続支援」を担う取り組み	アウトリーチ活動や支援ネットワークを活用し、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への継続的支援を行う。 ○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施 ・支援プランを作成 ・関係機関と連携した継続的な見守り ・必要に応じた訪問・同行支援 ○日常生活自立支援事業の実施 ○法人後見事業の実施 ○家計改善支援事業の実施 ○通帳預かりサービス事業の実施	
６.分野ごとに基幹的な役割を担える体制の整備 **【計画との対応】** 地域全体で支援を支えるための「支援基盤の強化」に位置づけられる取り組み	各支援関係機関との連携を推進し、住民が抱える課題の解決を図る。 ○地域包括ケア会議等各種会議への参画 ○紀南自立支援協議会（各部会）への参画 ○町内グループホーム運営協議会への参画 ○御浜町民生委員児童委員協議会との連携 ○紀南地域生活支援体制整備事業協議体への参画	

項　　目	事　　業　　内　　容	備　考
7.地域に寄り添いながら関われる体制の整備 **【計画との対応】** 相談から参加・自立につなぐ「参加支援・生活支援」を担う取り組み	一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた支援の充実を図る。 ○参加支援事業の実施 ・支援プランを作成 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチング ・社会参加に向けた支援のためのメニュー作り ○地域の見守り活動のネットワーク化の推進 ○個人宅やたまり場等への訪問相談の実施 ○地域福祉座談会の実施 ○ふれあい型配食サービスの実施 ○子育て用品貸出事業の実施 ○育児用品配布事業（おひさま定期便） ○病後児保育事業の実施 ○ファミリーサポート事業の実施 ○一時預かり事業の実施 ○あくしゅの作成と配布（高齢者・約２００部・年４回） ○住民参加型ささえあいサービスの実施 ○在宅介護支援事業の実施 ・福祉車輌の貸出し（原則として無料・要予約） ・在宅福祉機器の貸出し（有料。但し短期間のみ無料）	

◆ 気軽につどえる地域づくり

幅広い世代の個別ニーズおよび地域ニーズを把握し、地域や関係機関、ボランティアと連携することで、住民が地域課題を理解し、主体的に解決を試みることができるよう支援を行う。また、たまり場づくりや生活支援体制の充実・開発につなげるとともに、高齢者が有する知識や経験（シーズ）にも着目し、コーディネートを行うことで、生きがいや社会参加の場の確保につなげていく。これらの取り組みを重層的支援体制整備事業の推進と連動させながら、既存の地域資源を活かし、関係団体、NPO、ボランティアと協働し、困難を抱えた人の参加支援と地域づくりを進める。さらに、地域生活課題を包括的に受け止め、「入口から出口まで」をつなぐ仕組みの構築を目指す。

項　　目	事　　業　　内　　容	備　考
1.地域のたまり場やつどえる場所の周知 **【計画との対応】** 住民が地域と関わるきっかけとなる「参加の入口づくり」を担う取り組み	小地域のたまり場やふれあいサロン等が幅広い世代がつどえる場につながるよう、実情に応じて啓発や支援を行う。 ○福祉啓発イベントの開催(GO!GO!みぃまるフェスタの開催) ○つどい・ボランティア活動集の作成 ○福祉映画会の上映の実施（年１回） ○社協だより、ボランティア情報誌「てんとうむし」の発行	

項　　目	事　業　内　容	備　考
2.幅広い世代の町民が交流できる、つどいやすい環境の提供 **【計画との対応】** 住民同士の関係づくりを促す「交流・つながりづくり」に対応する取り組み	生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員、ボランティアコーディネーター等を配置し、居場所づくりのコーディネートを通じて、住民の仲間づくりやグループ活動の活性化を推進する。 ○生活支援体制整備事業の実施 ○ボランティア・市民活動センターへの取り組み ○カフェ「1go1 笑」コミュニティカフェ事業の実施 ○既存資源を活かした、交流の場の検討 ○地域福祉教育推進事業の実施（地区助成・小地域助成）	
3.自分に合った場所や仲間とつながる居場所づくり **【計画との対応】** 継続的な関わりを通じた「孤立防止・当事者支援」を担う取り組み	趣味活動等を切り口とした講座や、同じ境遇・課題を持つ人同士のつどいを支援し、継続的な居場所づくりを進める。 ○地域活動支援センター事業 ○フレンドの会（知的・精神障がい者・年７回） ○紀南地域生活交流会の開催（知的障がい者・年４回） ○同じ境遇の親同士の居場所づくり及び活動支援 ○趣味活動を含め当事者同士の集まりである活動が継続できるよう支援を行う ○小地域たまり場づくりコーディネート ○おひさまトーク、在宅介護者のつどい ○通所型サービスＢ（畑、あそこってどこよ）の継続支援	
4.誰もが生きがい活動や交流活動に気軽に参加できる場づくり **【計画との対応】** 年齢や属性を問わない「社会参加・生きがいづくり」を進める取り組み	子どもから高齢者まで幅広い年齢層や障がい者などが、生きがい活動や交流活動に気軽に参加できるような場づくりを進める。 ○ふれあいサロン、子育てサロンの開催 ○おひさまトーク・育児用品リユース広場の開催 ○ほのぼの館の地域活動の展開（よりみち広場等） ○分野にあわせて利用できる子育て支援室、地域支援活動センターの設置運営 ○歳末事業、みはまっこ体験クラブ、御浜町敬老会の開催 ○福祉啓発イベントの開催(GO!GO!みぃまるフェスタの開催) ○一般介護予防事業の実施	
5.イベントや講座等を通じた活躍の場の促進 **【計画との対応】** 住民一人ひとりの力を活かす「役割づくり・活躍の場づくり」に対応する取り組み	イベントや広報、趣味講座等を通じて、住民一人ひとりに合った活躍の場につながる支援を行う。 ○つどいの場活動促進イベント、子育てイベントの開催 しゅみ活動講座の実施（年２～３回） ○担い手養成講座の実施 ○介護予防イベントの開催 ○ＳＮＳの活用 Facebook、LINE の定期的な配信、Instagram の活用検討 ○つどいの場コレクション等活動集作成と配布	
6.災害時にも対応可能な見守り体制づくり **【計画との対応】** 平時からのつながり	日頃から見守り活動などにより地域でのつながりを深め、防犯や防災にもつながるよう、地域力の強化を図る。 ○高齢者見守り活動の再構築 ○災害ボランティアセンター関連会議・訓練への参加 ○災害時要援護者対策への協力	

項　　目	事　業　内　容	備　考
を災害時にも活かす「地域の安心づくり」を担う取り組み	○東紀州ブロック社協災害時広域連携への参画 ○災害ボランティアセンターの定期訓練の実施 ○災害ボランティアセンターの研究・準備	
7.地域・個別ニーズに応じた活動支援体制の整備 **【計画との対応】** 地域課題を把握し、柔軟に対応する「地域力の底上げ」を担う取り組み	地域福祉座談会等を通じて地域ニーズを把握し、活動や支援の充実につなげる。 ○地域福祉座談会の実施 ○紀南地域生活支援体制整備事業の広域調整 ○試行的に実施している夕食弁当の提供について、ニーズを把握しながら拡大を検討 ○移動や通院に困難を抱える方に対し、既存サービスの見直しを行い、より利用しやすい体制を検討	
8.多世代による活動の担い手の育成 **【計画との対応】** 地域福祉を支え続けるための「人づくり・次世代育成」に位置づけられる取り組み	居場所づくりと連動した担い手育成を進め、学校と地域の連携を強化し、次世代の地域福祉の担い手を育成する。 ○担い手養成講座の実施（ファミサポ、ささえあい、プチトマト等） ○声の広報の録音と配布 ○児童生徒ボランティア啓発事業の実施 ○学生ボランティア講座、夏休み手話教室 ○めっちゃええやんコンテストの開催 学生部門のリニューアル	
9.認知症や障がいなど様々な課題に対する理解促進 **【計画との対応】** 誰もが排除されない地域をつくるための「理解促進・共生の推進」を担う取り組み	認知症や障がい等への理解を深めるため、学校や地域と連携した啓発・交流を行う。 ○カフェ「1go1 笑」においての認知症カフェの展開 ○福祉系サークルに対する協力（手話サークル・オレンジ） ○歳末事業（障がい者・子どもボランティア等）	

◆ 在宅で生活する方への福祉サービスの提供への取り組み

在宅福祉サービスについては、地域住民の在宅生活を支える基盤的事業として位置づけ、発展強化計画及びアクションプランに基づき重点的に取り組む。人材確保、サービスの質の向上及び経営の安定化を図る観点から、各事業の役割分担を明確化し、持続可能な事業運営に向けた体制整備を進める。また、ICT の活用や業務の標準化を推進し、効率的なサービス提供体制の構築を図るとともに、社協の強みである地域資源との連携を活かしたケアマネジメントにより、利用者の在宅生活を包括的に支援する。

項　　目	事　　業　　内　　容	備　考
１．(介護保険)居宅介護支援事業の実施	居宅介護支援事業では、ご利用者の心身の状況や生活環境、ご利用者及び家族の意向を踏まえ、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう支援するとともに、医療・介護・地域資源等の関係機関と連携を図りながら、自分らしい人生を送ることができるよう支援を行う。 また、「あなたのいつもの暮らしを諦めない」をキャッチフレーズに、住み慣れた地域での生活継続を支えるケアマネジメントを推進する。 ○介護支援専門員[ケアマネジャー]（正規３名） ○１か月あたりのケアプラン数は要介護の方９５件、事業対象者及び要支援の方２０件を目標とする。 （要介護の方内訳：管理者２５件、ケアマネ３５件） 年間：要介護１１４０件、要支援２４０件を目標 ○断らない体制づくりに向けた運営体制の強化 ①業務の効率化 記録業務の効率化を図るため、記録要約や音声録音等を活用した生成 AI の運用ルールを定め、適切な活用を推進する。 ②組織的対応体制の構築 シャドーワークや 24 時間電話対応等について、個人対応に依存しない組織としての仕組みづくりを進めるとともに、事業所としての対応範囲及び運用ルールの整理・明確化を図る。 ③専門性の強化 質の高いケアマネジメントの実践に向け、介護保険制度の理解に加え、医療・障害福祉制度や地域資源の活用など、多分野にわたる専門性の向上に取り組む。研修等の学びの機会へ積極的に参加するとともに、得た知識や実践を組織内で共有することで、ケアマネジメント機能の充実と組織全体の支援力の向上を図る。	
２．(介護保険)訪問介護事業の実施	訪問介護事業では、個人の価値観やこれまでの生活を尊重し、その人らしい自立した生活が継続できるよう支援を行う。専門的な知識や技術をもって関わることで、ご利用者一人ひとりの残存能力を活かし、意欲の向上につながる支援を推進する。 また、「皆で笑い合い、頼りあい、ワンチーム」をキャッチフレーズに、ご利用者・家族・関係機関と協働した支援体制を構築し、安心して在宅生活が継続できるよう支援を行う。 ○サービス提供責任者（２名） ○訪問介護員[登録ヘルパー含む]（１１名）	

項　　目	事　業　内　容	備　考
	○ホームヘルパーの確保状況を踏まえ、要介護者及び障がい者への訪問件数月５００件を目標とする。 ○ICT の活用として導入したタブレットを引き続き活用し、業務の効率化及び情報共有の充実を図る。 ○登録ヘルパーが安心して長く働き続けられるよう、スキル向上と交流を兼ねた研修を継続的に実施する。 ○介護職員処遇改善加算の取得拡充を目指し、職員の処遇改善と人材確保・定着につなげる。 ○他部署及び関係機関との連携を深め、地域全体を見据えた包括的な支援体制の充実を図る。	
３．(介護保険)通所介護事業の実施	利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供や特色あるプログラムの充実により、地域における事業の認知度向上と安定した利用者確保につなげる。また、「あなたの『できる』をささえます」をキャッチフレーズに、個々の能力や役割を尊重した支援を行い、自立支援と生きがいづくりにつながるサービス提供を推進する。さらに、社協のネットワークを活かし、地域資源やボランティアとの連携、多世代交流の機会創出を通じて、生活支援と社会参加を一体的に推進する社協らしい通所介護の展開を図る。 ○生活相談員（１名）・看護職員（３名）・機能訓練指導員（１名）・介護職員（１２名）・調理師（４名）から、ご利用者状況により適正な人員配置を図る。 ○提供時間の柔軟な対応や地域との交流を通じた特色あるプログラムの充実により、利用者ニーズへの対応と利用者数の安定化・増加につなげる。 ○ICT の活用による業務効率化を進めるとともに、新たな加算取得に向けた取組を推進し、安定した事業運営につなげる。 ○パンフレット作成等による情報発信を行い、事業の見える化と関係機関への周知を図る。 ○１日あたりの平均利用者２５名（要介護者２３名、要支援者・事業対象者２名）を目標とする。	
４．(障害者総合支援法)指定計画相談支援事業の実施	障がい者がサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行う。 ○相談支援専門員（正規１名・兼務）	
５．(障害者総合支援法)居宅介護事業の実施	知的・精神・身体障がい者・児童の居宅介護（ホームヘルプ）事業では、在宅で自立生活を送ることができるよう適切な家事・介護・相談・外出支援等の各種サービスを提供する。社会との関わりや個々のニーズを大切にし、専門知識の習得及び技術の向上を図るため研修等に積極的に参加を行う。 ○サービス提供責任者（２名・兼務） ○訪問介護員[登録ヘルパー含む]（１１名・兼務）	

項　　目	事　業　内　容	備　考
6.福祉有償運送サービスの実施	道路運送法に基づき、要介護状態等の高齢者及び心身の障がいにより、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対して、福祉車両等による有償運送サービスを実施する。 ○福祉有償車両（6台保有） ○1月あたりの延べ利用者数7名を目標とする。	

◆ その他の取り組み

項　　目	事　業　内　容	備　考
1.関係団体等の事務局業務の実施	福祉関係の任意グループや団体等の事務局を行い、運営に関する支援と協働活動を行う。 ○御浜町民生委員児童委員協議会 ○御浜町共同募金委員会 ○御浜町ボランティア連絡協議会 ○御浜町遺族会	
2.共同募金等各種募金活動の展開	赤い羽根・共同募金運動をはじめとする公共性が高い各種募金活動を展開する。 ○共同募金運動・歳末助け合い運動 ○国内外の災害義援金（必要時） ○三重県ボランティア基金募金　ほか	
3.御浜町福祉健康センター指定管理業務の実施	御浜町福祉健康センターの指定管理業務を受託することで、適切に施設の管理運営業務を実施し住民福祉の一層の推進を図る。 ○施設の管理運営全般 ○施設及び設備等の維持管理　　等	